危機管理対策マニュアル

概要版（初動配備体制）

貝塚市水道事業危機管理対策委員会

令和８年４月

地震対策

地震対策は、事前の予防対策、災害発生時の応急的な復旧対策、恒久的な施設とするための復旧に分ける。

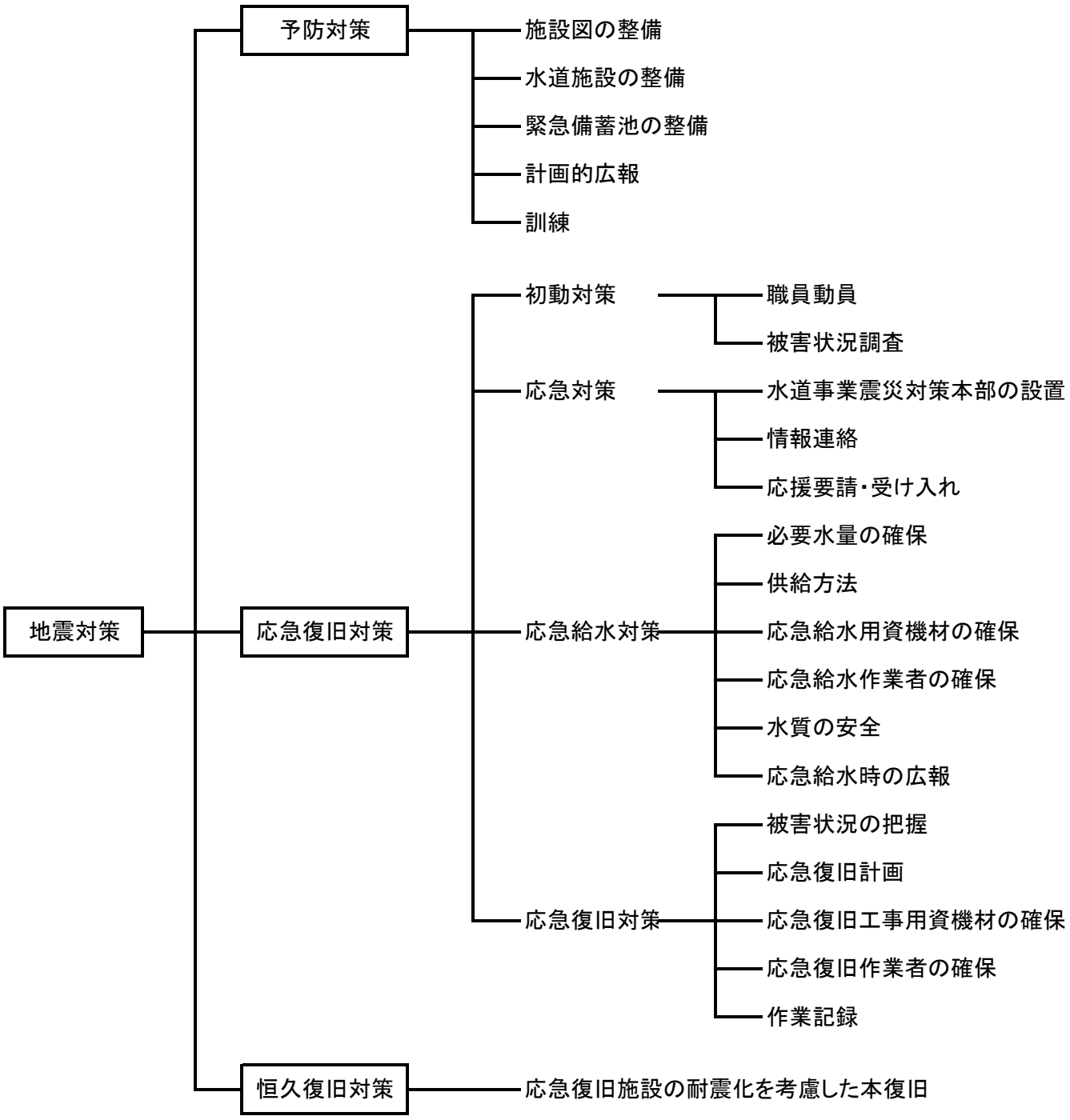

◎　動員・初動配備組織

災害発生後、職員は自宅から指定場所までの経路の被害状況を到着後に報告する。
この第 1･2 次情報の集計で被害規模を把握し、対策本部設置の基準とする。

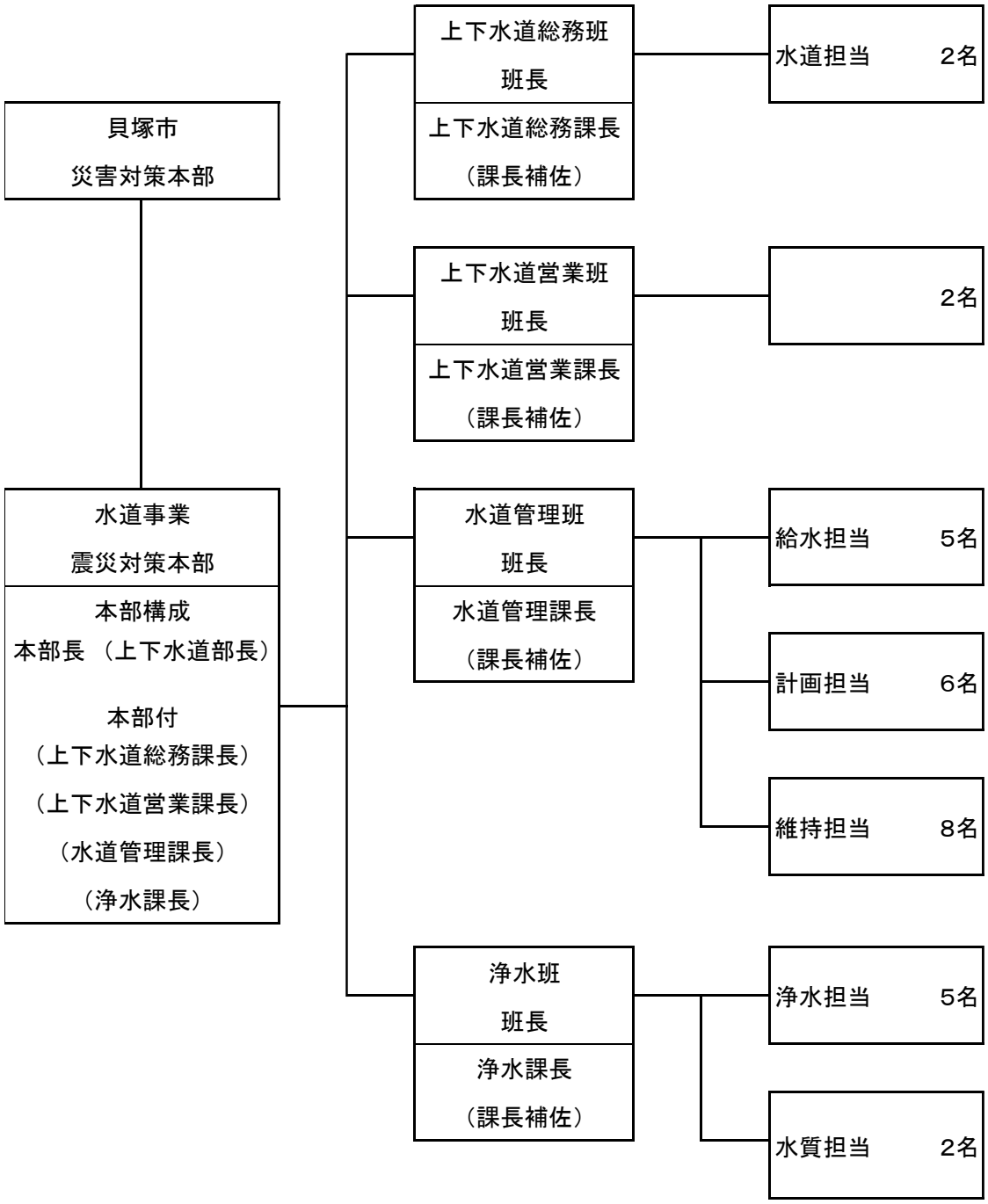

（１）職員の動員及び動員配備場所

1.上下水道総務課・上下水道営業課・水道管理課の職員は本庁舎、浄水課の職員は津田浄水場に集合する。

2.全職員は、貝塚市地域防災計画の動員配備体制により出動するものとする。

（２）被害状況の把握

A.［第１次情報］

1.職員は、動員配備（集合）場所への出動（出勤）途中での道路の亀裂や陥没の状況、家屋の被害状況、水道の漏水状況を上下水道総務班へ報告するものとする。

2.市民からの報告とともに、在住職員の家庭における情報も積極的に上下水道総務班へ報告するものとする。

上記に基づき以後の対策を行う。

B.［第２次情報］

1.動員・初動配備組織及び第１次情報に基づき現地調査（第１次調査）を実施する。

2.各施設の調査状況確認

①浄水場・配水場・配水池等

②主要幹線管路

動員・初動配備組織に基づき班編制を行い、配水系統別に調査する。

必要に応じて第２次配水管被害調査を行う。

（３）断水区域の把握

1.第１次情報及び第２次情報にて確認

◎　応急復旧配備組織

対策本部設置後、応急復旧計画を立案し、必要に応じて他都市の応援を得て、早期の応急復旧完了までの体制とする。

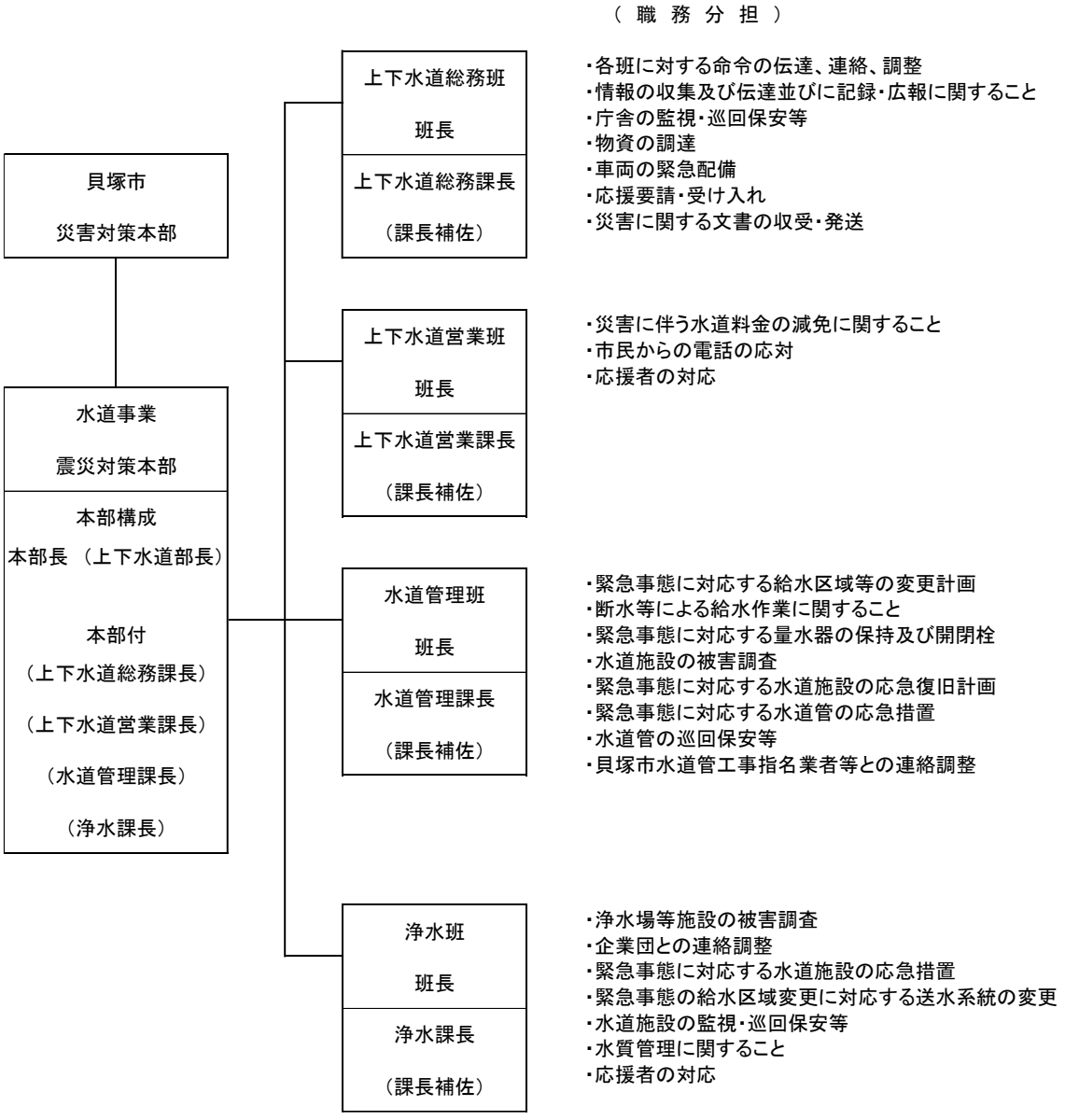

２．水道事業震災対策本部

「水道事業震災対策本部」は、貝塚市地域防災計画による「貝塚市災害対策本部」の下に設置する。

更に「水道事業震災対策本部」は、必要に応じて大阪広域水道企業団及び日水協大阪府支部の震災対策本部と連携をもつものとする。

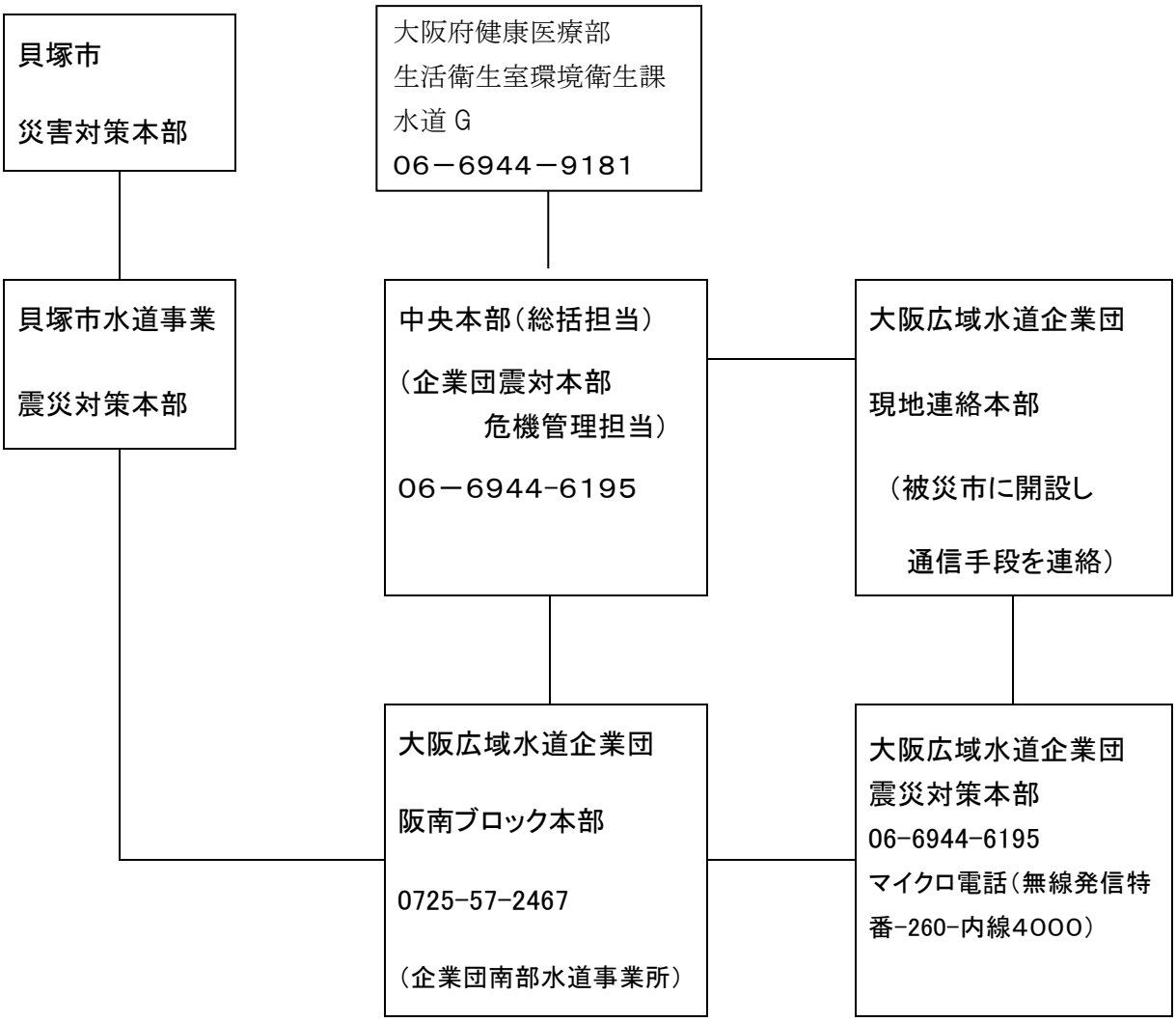

☆ 国土交通省近畿地方整備局 06-6942-1141

貝塚市水道事業震災対策初期活動要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、貝塚市水道事業震災対策本部の初期活動について必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　初期活動とは、大規模地震が発生してから震災対策本部（以下「本部」という。）の活動開始までの間において、水道事業職員（以下「職員」という。）の連絡動員、被害状況を把握すると共に応急給水、応急復旧計画立案の準備を速やかに行うことをいう。

（動員及び連絡方法）

第３条　職員の動員は、市の動員配備体制による。ただし災害の種類、規模等により必要と認められたときは、基準と異なる動員配備を、本部長は命令することが出来る。

２　職員への連絡については、上下水道部連絡体制表により行う。

３　連絡の取れない職員の動員は、市の動員配備基準により自主的に判断を行う。

（動員場所）

第４条　初期活動における職員の動員場所については、本庁舎及び津田浄水場とする。

２　震災規模（気象庁発表）の状況により動員する職員は、あらかじめ本部長から指示された動員・初動配備組織に基づき、指定場所に参集し、各々の対応業務を行うものとする。

（第１次情報の対応業務動員）

第５条　参集する職員は、指定場所への出動途中での家屋、道路及び配水管漏水、断水等の被害状況を把握し、第１次情報報告書により班長に報告するものとする。

２　各班長は被害状況をまとめ速やかに第１次情報として上下水道総務班へ報告するものとする。

（第２次情報の対応業務動員）

第６条　第１次情報を受けた本部長は、その情報内容に基づいて、必要があるときは第２次情報収集のための調査を指示するものとする。

２　津田浄水場に参集する職員は、浄・配水場点検内容及び要員表に基づいて行う。

３　本庁舎に参集する職員の内、水道管理班は配水管の被害調査を行う。

４　各班長は第２次情報をまとめ速やかに上下水道総務班へ報告するものとする。

（本部編成準備の対応業務）

第７条　上下水道総務班は本部編成準備のため、次に掲げる措置をとるものとする。

（１）　本庁舎における被害状況の調査を行う。

（２）　対策実施に必要な書類及び備品等の配備を行う。

（３）　本部長の指示により、対策会議等の設置準備を行う。

（班長の責務）

第８条　動員・初動配備組織に基づく各班長の責務は、次に掲げるものとする。

（１）　動員された職員の指揮、監督を行う。

（２）　動員された職員の人数及び氏名等を把握し、動員報告書に基づいて本部長へ報告すること。

（３）　動員された職員の人数を勘案し必要な体制を編成し、各責任者において所定の業務を行うものとする。

（本部との連絡方法）

第９条　本部との通信方法は、使用可能な次の通信施設を利用するものとする。ただし、使用不可能の場合は、車輌又は徒歩等によるものとする。

（１）　一般電話

（２）　防災行政無線

（３）　携帯電話

（服装及び用品）

第１０条　初期活動において、必要となる服装及び用品は、あらかじめ第４条に掲げる動員場所に保管しておくものとする。

（応急給水活動の準備）

第１１条　被害状況により水道管理班は、応急給水活動がすみやかに開始出来るよう準備を行うものとする。

（その他の事項）

第１２条　本部長は、必要であれば職員を他の職務に就かすことができるものとする。

応急給水作業手順

本手順では、貝塚市水道事業震災対策初期活動要領　第１１条について詳細を記載するものとする。

１．人員の参集と確保

本庁に参集した人員から、水道管理班長は応急給水に関する責任者を任命し、その者が「震災対策初期活動」に於ける応急給水活動を指揮するものとする。

責任者は、水道管理班で参集した者のうち応急給水活動に従事する者（以下　応急給水担当）について、班長と相談のうえ指示する。

２．車両の確保

水道管理課管理の車両で応急給水作業に必要な車両を確保する。

３．機材の確保

各施設で保管している給水タンク以外のポリタンク、給水袋、備蓄水等も有効活用する。保管場所、数量については、あらかじめ整理して、班員に周知しておくものとする。

４．被害状況、断水状況についての情報整理

上下水道総務班からの被害情報や市民からの要請により、必要体制、応急給水箇所を決める。

５．給水拠点の確保

浄水班からの情報により、給水可能な拠点について協議し、当初は中心となる拠点１箇所を決める。拠点の開設は浄水班で行ったあと、応急給水担当が引き継ぐ。

６．直営班の編成

人員、車両、機材の準備が出来次第、直営体制で対応可能な範囲での応急給水活動を開始する。

７．応援の要請

被害、断水状況で必要により、協定を締結している市内水道管工事指名業者、水道事業内での他の班員や一般部局へ人員、車両の要請を行う。

８．応援の受入れ

責任者は要請により参集した応援者に対して、被害状況、機材の場所、給水拠点、給水箇所等の情報を伝え、出動可能な体制が整った者から応急給水活動に従事させる。

９．報告

責任者は、応急給水活動について必要に応じて水道管理班長に報告するとともに、一日の作業が終了した後には、活動を行った各班に書面での活動報告を提出させる。書式については、事前に準備しておく。

１０．給水拠点の拡大

人員、車両台数、断水区域の状況により浄水班と協議して給水拠点を増やすものとする。

１１．日本水道協会への応援要請

上下水道総務班は、被害状況により「大阪広域水道震災対策中央本部」に対し応援要請を行うものとする。

１２．応援隊の受入れ

上下水道総務班は他市からの応援隊の受け入れを行う。応援隊の参集については浄水班と協議のうえ、津田浄水場または他の配水場を使用する。市内水道管工事指名業者の給水応援は管路復旧の応援に移行していく。

応急復旧作業

応急復旧対策は、基本方策・府水協技術部会資料による。

１．震災直後、浄受配水場施設稼働状況・配水管路を把握し可能な限り送水を行う。

２．緊急配水調整は、（１～３日目）

１）浄配水場は、浄水班と土木・建築・電気計装・機械専門業者で復旧する。

２）配水管路は水道管理班と貝塚市水道管工事指名業者等の配水系統毎にブロックを設定する。

３．漏水給水管閉止作業（１～６日目）

漏水止水栓数は給水戸数の約 20%の 7,500 件とし、その内 30%(2,200 件)は市民が止水栓を閉止するものとし、漏水止水栓の閉止作業件数は 5,300 件とする。

４．配水幹線区分通水作業（４～13 日目）

１）１班の編成は５名とする。

２）配水幹線は、各系統毎に上流から「現場状況に応じて適当に仕切弁で区切った区間」を通水し漏水があれば修理を行う。

５．配水管区分通水作業（14～30 日目）

１）１班の編成は４と同様とする。

２）作業は４と同様に行う。

６．給水栓１栓設置（17～40 日目）

配水管が復旧した区間で当初に閉止した止水栓(7,500 件)は、給水栓１栓設置する。

２名／班　　26 件／班・日

７．配水管路チェック（17～40 日目）

配水管路の仕切り弁・消火栓の開閉を確認し、ほぼ平常時の送水状態に復旧したことを確認する。

令和8年4月現在

動員配備体制等

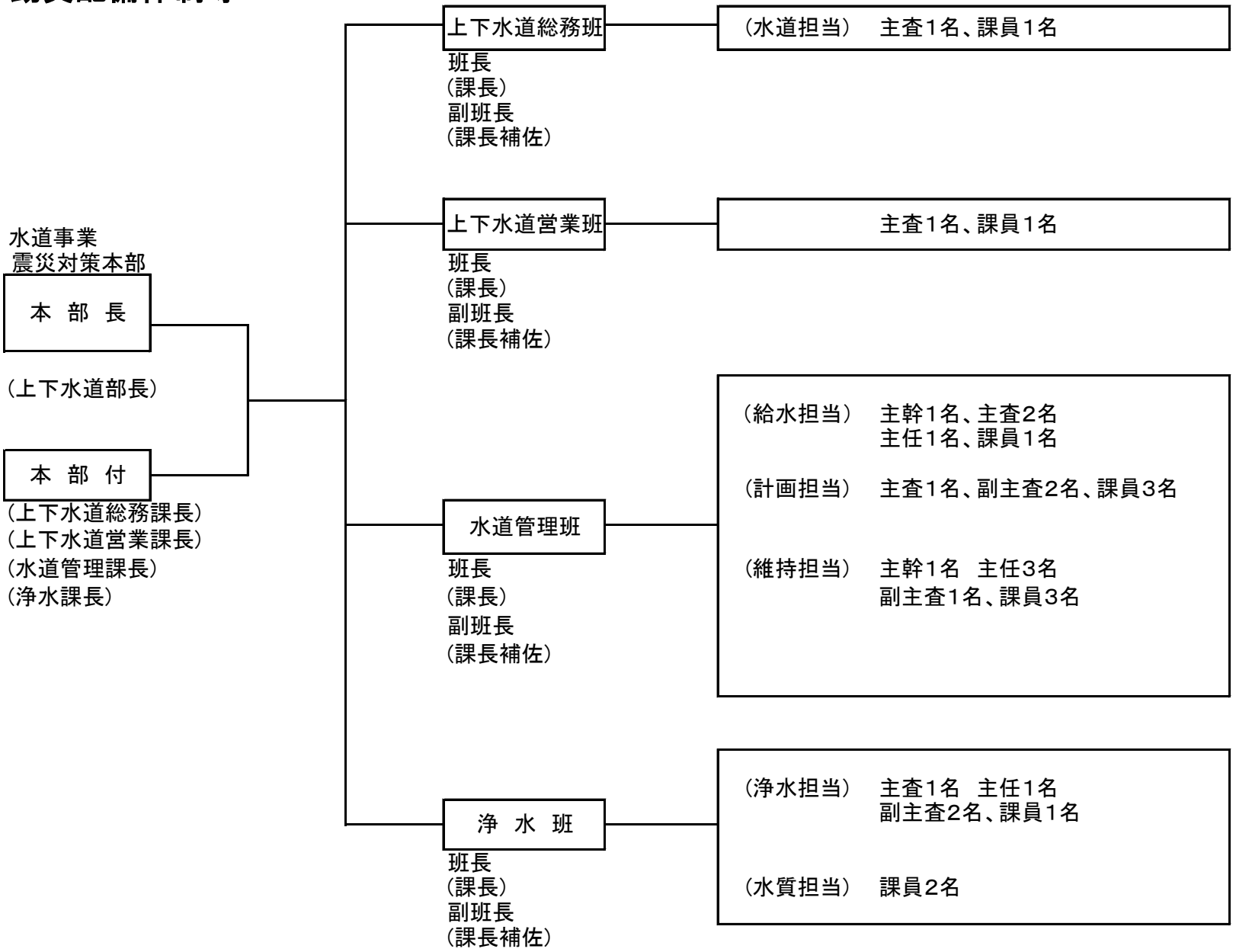

※部内の連絡は上下水道部連絡系統図により行う

地震応急対策での職員配備体制

区分	配　備　時　期	配　備　体　制	参集職員
非常配備	ア　小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 イ　本市または隣接市町（※１）で震度４の地震が発生したとき。 …自動配備（※２） ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されたとき …自動配備（※２） エ　その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	小規模の災害応急対策を実施する体制 （災害警戒本部）	・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・全部の課(かい)長級以上 ・危機管理課（全員） ・建築住宅課（全員） ・道路整備課、農林課、上下水道総務課（下水道担当)、浄水課及び下水道推進課の主査級以上
非常特別配備	ア　大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 イ　本市または隣接市町（※１）で震度５弱以上の地震が発生したとき。 …自動配備（※２） ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されたとき …自動配備（※２） エ　その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	市の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制 （災害対策本部）	・市長 ・副市長(危機管理部所管) ・副市長(危機管理部所管外) ・教育長 ・部課全員

※1　近隣市町：「岸和田市」、「泉佐野市」及び「熊取町」をいう。

※2　自動配備：勤務時間外において非常参集命令が出されなくとも、速やかに参集しなければならない。

職員配備人員数

	非常配備		非常特別配備		備考	
上下水道部	8	部長含む	39	部長含む	4	
上下水道総務課	1	課長級以上	4	全員	1	会計年度任用職員（フルタイム）
上下水道営業課	1	課長級以上	4	全員	1	会計年度任用職員（フルタイム）
水道管理課	1	課長級以上	21	全員	2	会計年度任用職員（フルタイム）
浄水課	4	主査級以上	9	全員		

水質汚染事故

水質汚染事故に係る配備体制

○ 1号配備
水質汚染事故が発生もしくは発生の可能性があって、送水継続可能な場合

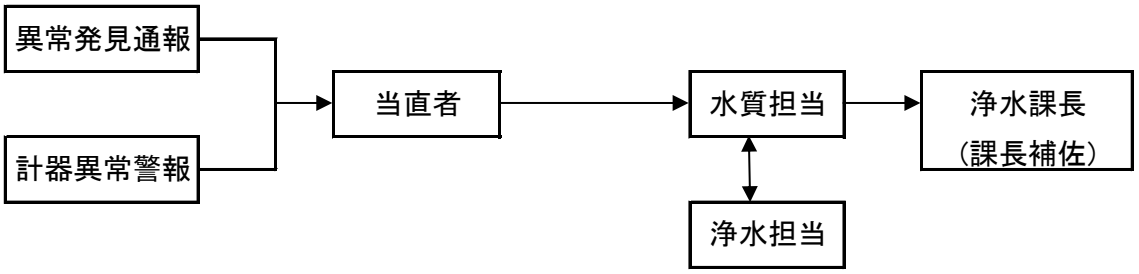

○ 2号配備
水質汚染事故が発生もしくは発生の可能性があって、水運用によるか、配水系統の変更により、
減断水等影響が回避できる場合（水道管理課の応援が必要）

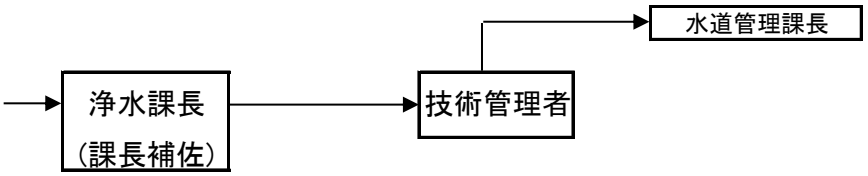

○ 3号配備
水質汚染事故が発生もしくは発生の可能性があって、住民に直接影響を及ぼす場合
（対策本部を設置し、必要に応じ広報活動、関係機関に連絡する。）

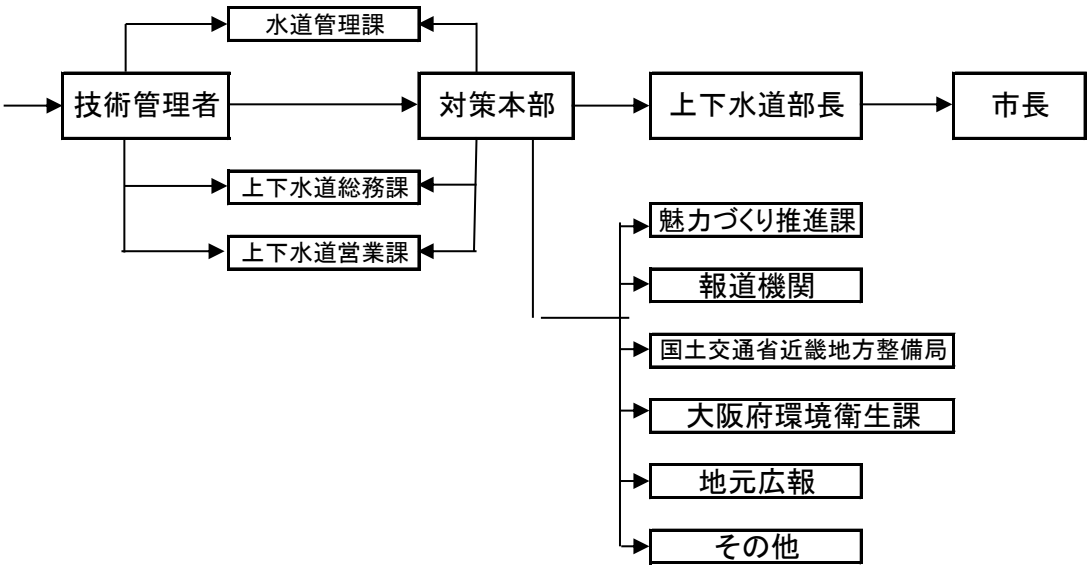

停電事故

停電事故に係る配備体制

○　1号配備
停電事故が発生しており、送水継続可能な場合

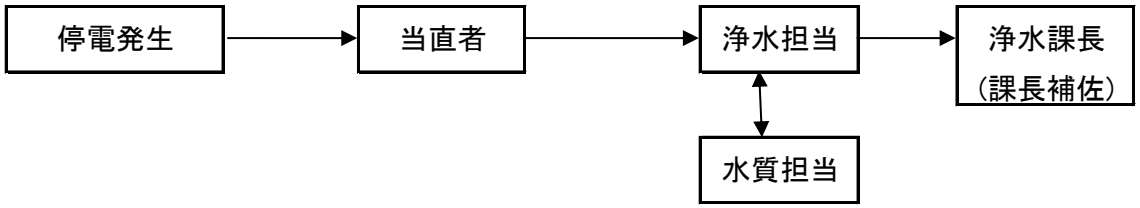

○　2号配備
停電事故が発生しており、水運用または、配水系統の変更により、影響が
回避できる場合（水道管理課の応援が必要）

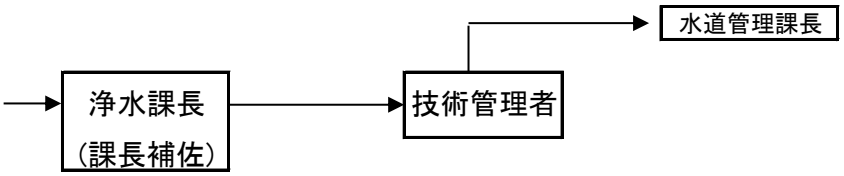

○　3号配備
停電事故が発生しており、住民に直接影響を及ぼす場合
（対策本部を設置し、必要に応じ広報活動、関係機関に連絡する。）

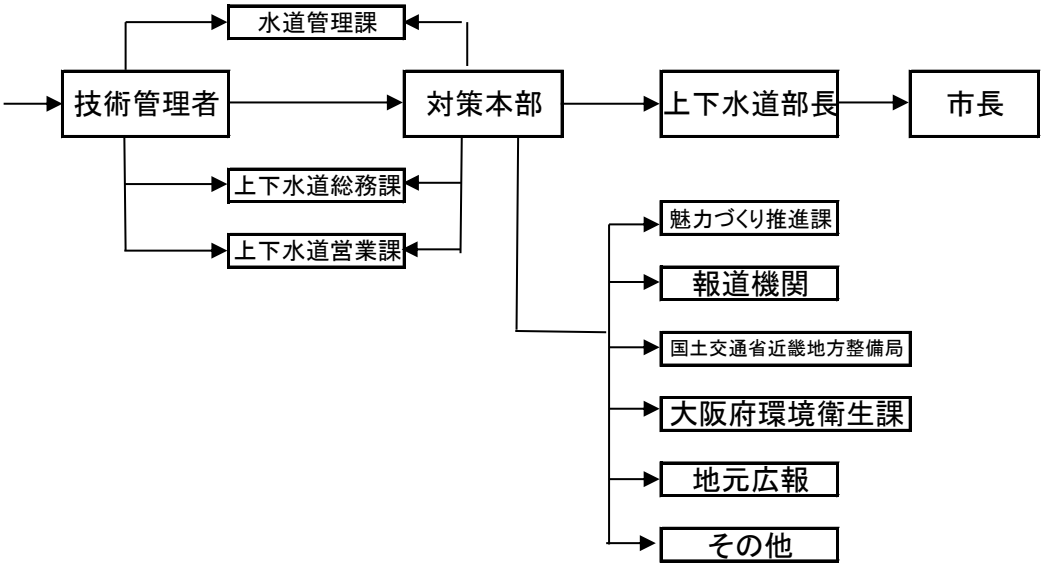

配水幹線（送水）管破損事故

配水幹線(送水)管破損事故に係る配備体制

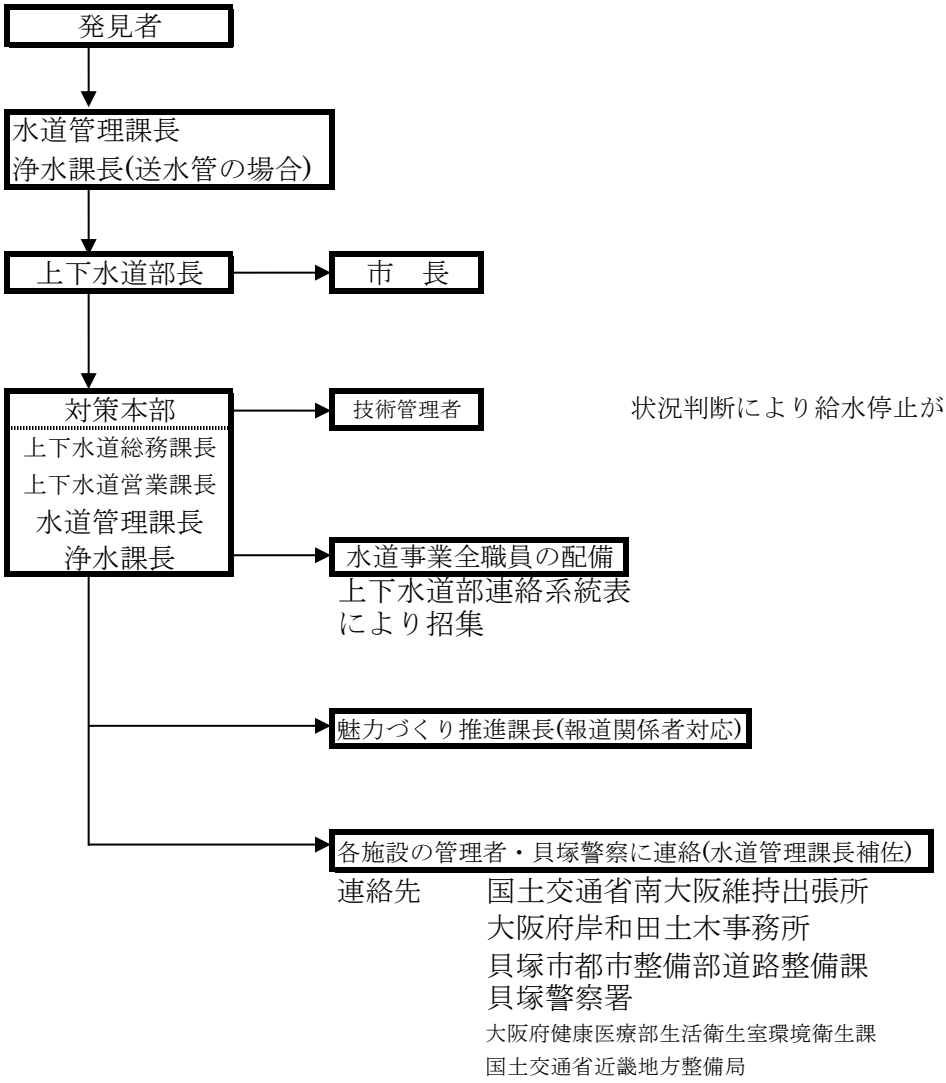

テロ対策

テロ発生時の配備体制

水質的な被害は水質汚染事故に係る配備、連絡体制に準じる。
その他は停電事故に係る配備、連絡体制に準じる。